

浴室用電気乾燥機のメーカー点検(有償)のご案内

拝啓 日頃は、弊社製品をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

お客様から所有者登録をいただきました浴室用電気乾燥機の点検目安の時期が近づいてまいりましたので、ご案内申し上げます。

なお、本案内は所有者登録をしていただいた製品の所有者様(オーナー様)にお送りしております。

本案内は強制的なものではなく安全にご使用いただくためのご案内です。

浴室用電気乾燥機は、2009年4月1日施行の消費生活用製品安全法により「特定保守製品」へ指定されておりましたが、法改正により2021年8月1日以降は指定から除外されることになりました。

この改正により、所有者様へ課せられていた『点検の実施』の法的責務はなくなりましたが、すでに所有者登録されている所有者様(オーナー様)には、指定除外のお知らせ及び点検時期のお知らせを行い、ご希望に応じてメーカー点検(有償)を実施しております。

浴室用電気乾燥機は、設計標準使用期間の10年を超えてご使用された場合、部品等の経年劣化による発火・けが等の事故に至る可能性もあるため、異音・異臭などの異常を感じた場合はすぐに使用を中止し、下記の長期使用製品点検窓口までご相談ください。

上記内容をご理解いただいた上で、点検をご希望される所有者様(オーナー様)は同封の**申込書**にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

マックス株式会社

【ご案内対象物件】

■点検料金内訳 安全性を確認するための分解、点検、簡易清掃を含む(1台当たりの料金)

技術料	出張費	合計	作業時間
¥15,800(税込¥17,380)	¥3,700(税込¥4,070)	¥19,500(税込¥21,450)	約90~120分

(離島および離島に準ずる遠隔地への出張点検を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます)

■お申し込みに関して

- ・ **同封の「申込書」**に必要事項をご記入いただき、郵便ポストへご投函ください

※点検依頼後、点検希望月の**前月**にお電話(0120-017-680)にて日程を調整させていただく予定です。

※携帯電話へ、ショートメッセージサービス(SMS)にてご連絡させていただく場合もございます。

点検に関するお問い合わせについて: マックス株式会社 長期使用製品点検窓口

TEL: 0120-017-680(受付時間:10:00~16:00 ただし、土、日、祝祭日、弊社指定休日を除く)

(裏面にも記載がございますので内容を必ずご確認ください)
管理番号 20220706

■メーカー点検について

- 1) メーカー点検は製品の経年劣化による事故を未然に防止するため、メーカーが所有者様に点検の実施目安時期を通知し、所有者様のお申込みに基づいてメーカーが点検を実施するものです。

■その他確認事項

点検をお申込みいただくにあたっては、以下の事項をご確認いただき、ご承諾をいただきますようお願い申し上げます。

1. 点検は、点検実施時点で点検基準に製品が適合しているかを確認するもの（内部部品の経年劣化状況）で修理と異なり点検後の動作、安全性を保証するものではありません。
ただし、製品の設置条件、製品状態により、点検ができない場合もございます。
（例：点検スペースが無い、すでに故障・経年劣化などで分解不能で分解点検が困難な場合など）
2. 点検の結果、点検基準に適合していない場合は、所有者様等が適切な対応（整備・修理、使用中止、買い替え等）を選択することができるようご説明いたします。
3. 点検の結果、修理等が必要になった場合の修理等の料金は、点検料金に含まれておりません。
修理・部品交換をご依頼される場合は、別途費用が必要となります。
4. 点検の結果は、点検を依頼された方へ適切に伝えることが必要となるため、点検には依頼者様または入居者様の立会いをお願いいたします。
5. 点検を申し込まれた場合であっても、点検料金を支払おうとしない、点検料金の支払い条件として点検後の製品保証を求める等、正当な理由がある場合には、弊社は点検を中止・キャンセルさせていただきます。
6. 点検後も経年劣化は進むため製品を安全にご使用いただくために、点検後も弊社より保守に関するご案内をさせていただいております。

<キャンセルポリシーについて>

○キャンセル・日程変更は、お申し込み後に調整して決定した点検予定日の弊社2営業日前までにご連絡を頂いた場合、キャンセル料は発生しません。

○点検予定日の前日（弊社の営業日基準）、当日の変更および不在でキャンセルなった場合や製品の状況により作業中断になった場合、部材手配変更、認定技術者のスケジュール再調整などが必要となる関係で**キャンセル料金は、¥9,500（税込¥10,450）**のご負担になりますので、予めご注意ください。

■消費生活用製品安全法施行令の一部改正について

詳細につきましては、下記アドレスをご参照ください。

経済産業省関連ページ：https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/21_shouan_panfu.pdf